

JPCA NEWS

公益社団法人日本写真家協会 (JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)
一般社団法人日本写真文化協会 (文協)
日本肖像写真家協会 (日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)
全日本写真連盟 (全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会 (SSP)
日本風景写真協会 (JNP)
公益社団法人日本写真協会 (PSJ)
一般社団法人日本スポーツ写真協会 (JSPA)

会員団体



シリーズ「下町往来 1984-1988」より
photo: 瀬尾太一 HJPI320110002402

CONTENTS

LATEST NEWS / 最新ニュース

「田沼武能氏文化勲章受章を祝う会」を開催
新しいJPCA教育利用写真アーカイブの構築

p2

JPCA共催事業「著作権セミナー」を開催

p3

SERIES / シリーズ著作権解説 特別編

写真そっくりな絵の公表について

p4

ストリートスナップは死んだのか? II

p6

「田沼武能氏文化勲章受章を祝う会」を開催

2019年(令和元年)度の文化勲章を日本写真著作権協会(JPCA)の会長である田沼武能氏が受章した。文化勲章は学術・芸術に貢献した人に授与されるもので写真界では初の受章である。

これを祝して2月10日に東京の帝国ホテルにおいて「田沼武能氏文化勲章受章を祝う会」が開催された。



photo:桃井一至 HJPI320110002371

会には、写真界をはじめ様々な業界から600人が出席した。会場に設置された大型スクリーンに田沼氏がこれまでに撮影した写真の数々が映し出される中、田沼氏と親交のある東儀秀樹氏ら3名による雅楽の演奏で開宴した。続いて日本写真保存センター設立推進連盟の代表として細田博之衆議院議員、田沼氏とともにユ

ニセフ親善大使として世界の国々を訪問した黒柳徹子氏が祝辞を述べた。

これに応じて田沼氏が「今回の受章は私個人のものでなく、写真界がいただいたものです」と強調するとともに「今後も世界の子どもたち、そして武蔵野を撮っていききたい」と挨拶した。

その後、発起人の一人である凸版印刷株式会社特別相談役足立直樹氏の音頭で乾杯した。宴会の間中、多くの人たちが田沼氏の周りに集まって祝福するとともに、一緒に記念撮影をしていた。

出席者には『未来へ架ける世界の子ども:田沼武能写真集』(クレヴィス)、『私の写真人生:田沼武能』(フォトアサヒ別刷)に加えて、日本写真保存センターの活動を説明した『日本写真保存センター』(日本写真家協会)、『後世に遺したい写真:写真が物語る日本の原風景』(日本写真保存センター)が記念に贈られた。

記:田井宏和



photo:鈴木好之

新しいJPCA教育利用写真アーカイブの構築

日本写真著作権協会(JPCA)は、学校教育の新しい学習指導要領の開始にあわせて、新規のJPCA教育利用写真アーカイブを構築中です。

2020年4月より小学校から順次新しい学習指導要領が開始され、インターネット利用などのICT(情報伝達技術)の活用を盛り込んだ授業の促進が図られます。これにより学校教育の現場では授業や講義のために写真などの電子データがかなり広範囲に利用できるようになります。2018年の著作権法改正はこれを見据えたもの

で、権利制限の拡大*に伴い、著作権者の不利益を補償するための授業目的公衆送信補償金制度の開始が予定されています。

写真については、インターネットなどを教育で利用すると、インターネット上の写真を無許可で使用したり、著作権情報が不明のまま複製して著作権者不明のオーファンワークス(孤児作品)が増えるなどの弊害も出ると考えられます。これらの弊害を防ぐ方策の一つとして、著作権者IDを付して教育に利用できる写真を収録したアーカ

イブを構築します。これにより、教育現場で安心して写真を利用できるようになるだけでなく、著作権者IDによってどの写真が使われたかも把握できます。このような教育での写真の利用促進と、補償金の適切な還元を同時に実現することを目的としています。

アーカイブに収録する主な写真は、下記の通りです。

- a) 著作権者IDを持つ写真家から募集した写真
 - b) 日本写真保存センターが保有する公開可能な写真
 - c) JPCAのE-Photoで利用している写真
- a) については昨年10月から12月に第1次募集を行い、約2万点の写真が集まりました。今後、再度募集を行い、b)、c)と合わせて約9万点を写真アーカイブにして運用する予定です。

この教育利用写真アーカイブは、授業目的での学内


CALL FOR WORKS JPCA 教育利用写真アーカイブ

募集期間
2020年 2月10日(月) ▶

応募方法
以下の応募サイトの利用規約をご確認ください。
<https://boshu.jpca.gr.jp>

選考委員
田沼 武能 (一般社団法人日本写真著作権協会 会長)
野町 和喜 (一般社団法人日本写真著作権協会 会長)
瀬尾 太一 (一般社団法人日本写真著作権協会 常務理事)

教育機関関係者、図書館関係者ほか
※第2次選考：2020年6月中旬 / 選考結果発表：2020年6月下旬 (Webにて公開)



での利用に限ります。基本的に使用料は直接徴取せず、著作権者IDを通した利用履歴から授業目的の公衆送信補償金制度で得られる補償金を算出し、授業目的の公衆送信補償金等管理協会(略称SARTRAS)を通じて権利者に分配する計画です。

*従来、授業目的等のための著作物の複製等は著作権法第35条で認められていたが、改正著作権法では新たに公衆送信等も認められるようになった(35条2項)。

JPCA共催事業「著作権セミナー」を開催

1月18日、天王寺第二ビル(大阪)において、『スナップ写真を撮りたい! 知っておくべき「著作権」と「アーカイブズ」』をテーマに日本写真著作権協会(JPCA)と日本写真作家協会(JPA)の共催による著作権セミナーを開催しました。

棚井文雄氏(JPCA副会長/JPCA理事)が、「著作権法」の基本を解説するとともに、一部の公募展において



photo:土井直也 HJPI320610001190

慣例化されている「著作権」を主催者に譲渡させることや、「著作者人格権」を行使させないことなどの現状を具体的に示されました。そして、著作者(撮影者)がこの条件で公募展に応募した場合、自分の「作品」が自分で使用出来なくなったり、賞金や賞品の取得権利も侵される恐れがあるとの注意喚起を行いました。

次いで、特別講師として渡邊澄晴氏(JPA終身名誉会長)が登壇し、氏が1960年代のニューヨークを捉えた写

真のネガを棚井氏が渡邊さん宅に通い詰めて発掘し、写真集「New York 1962-64」(写真家・渡邊澄晴)を完成させるまでの一連の過程を紹介し、作品を未来へ遺すことの重要性と、そのために写真家が取り組んでおくべき具体的な事柄を訴えました。

続いて、藤本光浩氏(JPA理事)が、JPCAから会員団体に付番されている著作権者IDナンバーをカメラに入力することで、著作者情報を自分の作品にメタデータとして(戸籍のように)埋め込むことが可能であり、それによって作品をオーファン(孤児)作品にすることなく、未来に残すことが可能であると説明しました。

その後、関西で活動する写真家、宮田敏幸氏も交え、写真の合成について、JPA公募展の受賞作品などを例を挙げながら、参加者に「多重・合成に関する作品をどう考えるか?」という話題を投げかけました。現代の気になる事象ゆえ、年代や性別を問わず活発な意見が続きました。

セミナー終了後、著作権の更なる勉強会や、この討論会の第2弾開催を希望する声も多く聞こえてきました。

記:日本写真作家協会 藤本光浩

写真そっくりな絵の公表について

先日、テレビのバラエティー番組を何気なく見ていたところ、
写真を見ながら写真のように見える点描画を制作する作家が紹介されていました。
「写真のように見える絵画」はスーパーリアリズムといわれ、
1960年代後半～70年代のアメリカで生まれた手法で、目新しいものではありませんが、
「写真を見ながら」忠実に点を描いてゆくという根気のいる作業となります。
番組を見ながら、「元の写真の著作権はどうなっているのだろうか」という疑問が湧いてきました。

他人が撮った写真とそっくりな絵

日本写真家協会WEBサイトの著作権Q&Aの中に「写真家に無断で、写真そっくりに絵を描いて公表すると違法になりますか?」との問いがありますが、上記のテレビ番組での例はどうなのでしょう?

「写真家に無断で写真そっくりに絵を描いて公表する」ことは基本的には著作権侵害になるというのが回答となりますが、逆に言えば、著作権者である写真家の許諾を得れば問題ないといえます。この場合は、出来上がった絵画の著作権は、原作者である写真家と画家との両者に帰属することになり、このような著作物を二次的著作物と呼びます。

ここで大切なのは、「写真そっくりに絵を描く」こと自体は無断であっても、自分の部屋や家庭内等に飾る行為に限っては「私的複製」の範囲と考えられますので違法ではなく、「公表」することによって違法行為となってしまう点です。

上記バラエティー番組で紹介されていた例は、公共の電波で「元の写真」や二次的著作物を著作権表示なしに堂々と放映しているのですから、写真家の同意を得ていなかった場合や写真の著作権保護期間が過ぎていなかった場合には、作家やテレビ局が著作権侵害で訴えられる可能性があります。

舞妓写生会写真事件

写真を著作権者に無断で絵画制作した事件の判例としては、舞妓写生会写真事件(平成26年(ワ)第10559号:JPCA News vol.13)が挙げられます。

この事件の原告である日本画家A氏が、舞妓写生会で自身の日本画の題材とするため舞妓の写真を撮影し、後日、参加できなかった同業のC氏のために写真を引き渡しました。ところがC氏は、自身の眼病の悪化に伴い、不必要となった写真を別の日本画家である被告B氏に手渡したのですが、B氏は著作権者である原告A氏の許諾を得ず、写真を元に絵画を制作し、自身の個展で販売したことによりトラブルに発展しました。

被告B氏は、A氏が撮影した写真は「写生会の参加者が舞妓にポーズを指示したり、舞妓がポーズを工夫したりしているから舞妓の影像是全参加者の共有であり、A氏個人が創意工夫したものではないから著作物性はなく、著作者でもない」と主張して争いましたが、裁判所は「原告の思想又は感情が創作的に表現されていると言える」として写真の著作物性を認め、著作権の帰属はA氏であるとして、絵画の展示禁止や廃棄を求め、著作権侵害及び著作者人格権侵害を理由とする損害を40万円と判断しています。



photo:加藤雅昭 HJPI320110000400
「勇払原野-破綻した国家プロジェクト」より



制作:加藤雅昭 HJPI320110000400
オリジナル写真を油絵風に変換。水彩画、鉛筆画、インク画などにも加工できるフリーソフト「FotoSketcher」を使用。

「沈黙の艦隊」無断トレース事件

「沈黙の艦隊」を連載中の漫画家が航空写真の第一人者として知られる写真家・柴田三雄氏(故人)が撮影し、写真集としてまとめた中から許諾を得ず、潜水艦や空母等をそのままトレースして自身の漫画として出版したことによりトラブルとなりました。最終的には出版社と漫画家が全面謝罪し、賠償金の支払いにより決着しましたが、漫画家の著作権に対する認識の甘さから引き起こされた事件といえるでしょう。

自身で資料写真撮影・写真家と契約するイラストレーター

もちろん、前出のように写真を無断で絵画や漫画に利用されたケースばかりではありません。アメリカ西海岸を思わせる風景を描いているイラストレーターは、自身で撮影したサービスサイズのカラープリントを大量にストックし、その中からイラストにふさわしい写真を選択し、トレースして独特の世界を創り出しています。また、半立体イラストレーターは、自身の撮影技術では半立体が再現不可能であるため、わざわざ契約した写真家に自身のイラストを撮影してもらい印刷原稿としています。

冒頭で紹介したバラエティー番組が特殊な例に思われるかもしれませんが、実はネット上からダウンロードしたタレントや俳優等の写真を元に絵画を描いているア

マチュア作家の紹介番組は多数見られ、決して珍しくはありません。

また、タレントを含めた著名人の顔写真を使用する代わりに、イラストに置き換えている例が多くみられます。制作費が削られて、写真の著作権使用料を削減するための対策と思われるのですが、新規にイラストレーターに似顔絵作成を依頼するはずもなく、写真や動画からイラストを描き起こしていることが容易に推測できます。番組を見る限りでは著作者への許諾の有無は不明であるものの、著作権表示がされている番組に遭遇したことはありません。

仮に「写真家に無断で写真そっくりに絵を描いて公表」していたとしても、顔だけを切り取って絵に描かれていたり、よほど注意深く見てもテレビの特性上、すぐに消えてなくなってしまうため、撮影者であつても気づくことは困難であることが想像できます。

また、写真を油絵風や水彩画風、リトグラフ風等に簡単に変換できる画像処理ソフトやスマートフォン向けのアプリが多数あり、専門家でなくても、一般の人々がいつでも簡単に写真に忠実な絵画を量産できる環境が揃っていると言えます。

今後も、著作権侵害を防止するためにも、様々な著作権啓蒙活動が続ける必要があるでしょう。

記：加藤雅昭

ストリートスナップは死んだのか？

II

2月初めのある朝、友人たちから“ストリートスナップ”についてのメッセージが入った。その後、立て続けに写真関係者からの電話が鳴り響いた。ある写真家は、「これじゃ、ますます街で写真が撮れなくなります。どうすればいいんですか」と鼻息が荒い。よくよく話を聞いてみると、その日公開されたある動画の中の“ストリートスナップ”の撮り方の一つが「行き過ぎ」だとして槍玉に挙がり、いわゆる炎上状態になっていたようだった。



シリーズ「Shades of Cities」より photo:Fumio Tanai HJPI320610000334

そもそも“ストリートスナップ”という表現は、ファッションの世界で使われており、『街で見かける若者たちの服装や着こなしを撮影したスナップ写真のこと。ファッション雑誌などでファッションスナップ、ストスナ（ストリートスナップの略称）と表記されることもある』（Wikipediaより）とされている。欧米の写真界では、「Street Photography」と呼ばれるジャンルがあり、さらに、被写体の自然な、ありのままの姿、カメラを意識させない、素早くシャッターを切る、といった撮影手法を表す場合には、「Candid Photography」と表現することが多い。日本では、街中で撮影すること、もしくはそうして撮影した写真を“ストリートスナップ”と称しているようだ。

「JPCA News vol.11」（2017年2月発行）に、当時聞かれることの多かった肖像権、プライバシー権の問題について“ストリートスナップは死んだのか？”と題

したテキストを掲載した。いわゆる“ストリートスナップ”では、街の構成要素の一つである、建造物、建築物、あるいはサイン（看板など）として設置されている何らかの著作物が写り込むことは、多々あることだ。これに関してよく「建物に肖像権はあるのか？」という話題になるが、ビルが写った写真を公開したところでそのビルを複製して建てられるわけもなく、著作権法の複製権に触れるとは言えない。要約すると以上のような内容だった。

そして今回、「ますます撮り難くなった」とされるのは、街を構成するもう一つの要素、その土地に住む、もしくは、その時その瞬間にそこにいたことで写りこんでくる「人間」の存在だ。無論、必ずしも“ストリートスナップ”に人間が写っているわけでもないのだが、人を中心にカメラを向けているストリートフォトグラファーが多いことも確かだろう。プライベートな空間を除き、公共の場における肖像プライバシー権、いわゆる「肖像権」だが、これは、撮影された時の状況、撮影の目的、必要性などを総合的に考慮し、被写体となった人が受忍できる限度を超えると賠償責任が生じる、というのが過去の裁判例にある。「受忍できる限度」をどう判断するかではあるが、現実的に、迷惑防止条例に触れない形での撮影であれば、刑事責任は問えないと言って良いだろう。

問題となった動画のシーンは、ワイドレンズ付カメラを他者の顔の前に突然押し出したり、いきなり正面に立ち塞がって進行を妨げ、その上、方向を変えて避けようとする人を追いかけるように撮影するシーンのようだ。これまでも、多くのストリートフォトグラファーが、ワイドレンズを用いて人物を近距離から撮影した作品を発表している。私がニューヨークで知り合ったある写真家は、今も同じ撮影手法でマンハッタンの街に立ち続けている。この手法では、いわゆるインパクトのあるイメージを作り出しやすいこともあってか、時折、企業広告にもこの手の“やらせ”スナップ写真を見かけることもある。



シリーズ「New York Tales」より photo:Fumio Tanai HJPI320610000334

写真は確かに「記録」としての特異性を有し、時間を、時代を経てその価値が見出されたり、新しい情報を発見したりすることがある。合成や加工が簡単にできるようになった現在だからこそ、(後から手を入れない)ストリートスナップが写真の原点であるとして、その魅力が注目を浴びている。だからと言って、「移りゆく時代の記録」だ、「表現の自由」だとして、インパクトばかりを狙い、一線を超える撮影のやり方に対しては、前述の肖像プライバシー権の判例にあるように、本当にその写真を撮る「必要性」があるのかを見つめてみるべきであろう。インパクトを狙うばかりに起こす、自然破壊やマナー違反は、ある意味「暴力」と言われても仕方がない。

かつて、映画やテレビの世界においても、インパクトのある映像を撮るために、海に犬を投げ込んだり、崖から子猫を落としたという噂があった。そのようなことを武勇伝として語る関係者の言葉を耳にしたこともある。その制作者が、写真家が、何のためにそんなことをするのか伺い知れて、とても気分が悪くなる。

私が追求する写真—「作品として成立する写真」には、「記録」の特質以上に、あるものがそこに写り込んでいる。ストリートスナップは、社会の縮図のようでもあるが、写真家(写真作家)の価値観や心理が写り込んでいる。ホンモノの写真家の作品からは、それが何らかの形で漂っている。また、私を魅了して止まない、写真家の価値観や心理が写り込む先達たちの作品は、絶対的に美しい。計算された構図、シャッターチャンス、そして陽の取り入れ方などによる「美」を醸し出してもいる。「Street Photography」に芸術作品が存在するとするならば、もしくはその作品が真の芸術行為によ

て生まれたモノであるならば、そこには多くの芸術作品に共通する「美」が見て取れるはずなのだ。

2年前、私はこう記している。「時代は変わり、撮影現場に於いては、エシカルな行動、倫理的で道徳的な立居振舞いがこれまで以上に求められるようになったということだ(中略)同時に多くの謎や疑問、難題にも挑んできた歴史もある。だとすれば、いま、写真家に何か出来るのか? それを考え生み出すことも現代の写真家の役割ではないだろうか。」

この2年の間にも、公的な場所でカメラを握る行為は、ますます「怪しい」とされるようになった。一方で、「ライカ」がCandid Photographyの合言葉だった時代から、近年は更に小さくシャッター音もしないと言って良いほどの高画像コンパクトデジタルカメラが何機種も登場し、スマートフォン内蔵カメラも驚異的に進化してきた。道具としては、絶対的に「撮り易く」なった。繰り返すが、合成や加工が容易にできるようになった現在だからこそ、ありのままを写し止めたストリートスナップは、写真の原点とも言うべきジャンルであり、その魅力も大きい。かつての写真家たち(Street Photographers)の本当の意味での「ハングリー精神」を見習いさえすれば、今がどんな困難な状況であったとしても我々の役割を見出せるはずだ。私もそれを信じて、街に立ち続けようと思う。

記：棚井文雄



シリーズ「Under the Heavens」より photo:Fumio Tanai HJPI320610000334

第41回SSP展「自然を楽しむ科学の眼2020—2021」

一般社団法人 日本自然科学写真協会
後援 環境省



武田康男「笠雲の夕焼け」



荒井宏厚「スズメの喧嘩」



筒井健作「月虹と北天の日周運動」



河野宏和「美しい翅のアヤヘリハネナガウナカ」

SSP (日本自然科学写真協会) 事務局 〒102-0076 東京都千代田区五番町5-6 ビラカーサ五番町208 TEL・FAX 03-3264-3383 E-mail ssp@ssp-japan.org HP <https://www.ssp-japan.org>

富士フィルムフォトサロン

- 東京展 2020年6月 5日(金)～6月11日(木)
- 札幌展 2020年6月19日(金)～6月24日(水)
- 大阪展 2020年7月17日(金)～7月23日(木)

■ 新潟展 水の駅「ビュー福島潟」
2020年8月1日(土)～8月30日(日)

■ 富山展 富山市科学博物館
2020年9月19日(土)～10月11日(日)

■ 京都展 AMS写真館ギャラリー
2020年11月6日(金)～11月11日(水)

■ 島根展 島根県立三瓶自然館サヒメル
2020年12月19日(土)～2021年1月24日(日)

■ 広島展 5-Days子ども文化科学館
2021年2月13日(土)～3月7日(日)

■ 岡山展 岡山シティミュージアム
2021年3月13日(土)～3月28日(日)

■ 宮崎展 宮崎県総合博物館
2021年4月24日(土)～6月6日(日)

写真著作権を失わないために 撮影依頼を受けた時には契約をしましょう

撮影の依頼を受けた時、公表の提案を受けた時、必ず契約をしましょう。

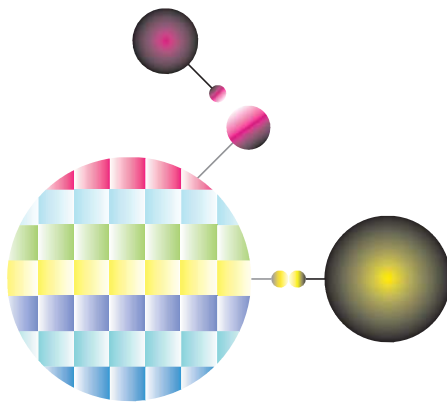
文書は難しいものでなくても大丈夫。

覚書やメモでも双方が認めていれば契約は有効です。

ほとんどのトラブルは、契約がないことが原因なのです。

そして、著作権が写真家に残るよう、交渉することも大切。

たとえ写真著作権の保護期間が死後70年あったとしても、
著作権譲渡契約が交わされたら、あなたの著作権は失われてしまいます。
契約は著作権の基本です。



一般社団法人
日本写真著作権協会

<https://jpca.gr.jp> 〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 JCIIビル403

[会員団体] 公益社団法人日本写真家協会／公益社団法人日本広告写真家協会／一般社団法人日本写真文化協会／日本肖像写真家協会／一般社団法人日本写真作家協会／全日本写真連盟
一般社団法人日本スポーツプレス協会／一般社団法人日本自然科学写真協会／日本風景写真協会／公益社団法人日本写真協会／一般社団法人日本スポーツ写真協会

この広告は、公益社団法人日本複製権センターからの分配金による公益事業の一環として制作されています。



発行 一般社団法人日本写真著作権協会

発行人 田沼 武能

URL : <https://jpca.gr.jp>

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403

TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

表紙の写真 シリーズ「下町往来 1984-1988」より

コメント：街のそこそこに、子供の姿が見られた時代があった。路地は子供のテリトリーであり、子供たちはそこで、大人の知らないストーリーを紡ぎだす。昭和の最後という時代の一コマ。